

# 公 示 書

国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所において、自動販売機による飲料提供の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

令和3年 7月14日

国土交通省北陸地方整備局

富山河川国道事務所長 田村 毅



## 1. 対象事業者

国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所において、自動販売機による飲料提供の営業を希望する者 [1事業者]

## 2. 対象施設

### ①国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所

所在地 富山市奥田新町2番1号

電 話 076(443)4701

施設の概要 別紙1「施設概要」のとおり

### ②国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所 高岡合同出張所

所在地 高岡市長慶寺591

電話 0766(22)1325

施設の概要 別紙1「施設概要」のとおり

## 3. 業務期間

令和3年11月1日～令和4年3月31日

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記4による国有財産使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、変更もあり得る。

## 4. 国有財産の使用許可

本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

## 5. 申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

令和3年7月14日（水）から令和3年8月5日（木）までの間に、富山河川国道事務所総務課において書面により交付する（平日の9時から16時まで）。

また、郵送による交付を希望する者は、電話で令和3年7月30日（金）16時までに申し出ること。

## 6. 申請書等についての個別説明

公示後、自動販売機による飲料提供の営業を希望する者は、申請書等についての個別説明を令和3年7月14日（水）から令和3年8月5日（木）までの9時から16時までの間、富山河川国道事務所総務課（076-443-4701）において行うので、電話で日時を確認の上、必ず受けること。

個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めない。

## 7. 営業の条件

別紙2「営業条件」のとおり

## 8. 参加資格

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- （6）暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

## 9. 提出書類

- （1）富山河川国道事務所における自動販売機（飲料）営業申請書
- （2）添付書類
  - ① 会社等概要（個人の方は市販の履歴書を添付）
  - ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
  - ③ 店舗別営業開始日一覧表
  - ④ 過去3年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況
  - ⑤ 経営規模等調査票
  - ⑥ 納税証明書

法人の場合 → 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）

個人の場合 → 申告所得税、消費税及び地方消費税（その３の２）

⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書（市町村発行）

⑧ 直近３期分の決算書

法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動  
計算書

個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類

⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し

⑩ 提案書（Ａ４判両面５枚以内）

⑪ 誓約書及び役員名簿

\* なお、詳細については個別説明時に行う。

## １０．申請書の提出期限、場所及び方法

令和３年８月１０日（火）１６時までに富山河川国道事務所総務課に持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする）にて提出すること。

## １１．営業する者の特定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業する者を特定する。

## １２．その他

- （１） 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- （２） 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長は、提出された申請書及び資料を審査以外に提出者に無断で使用しません。
- （３） 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- （４） 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

問い合わせ先：富山市奥田新町２番１号

富山河川国道事務所総務課 専門職

電話０７６（４４３）４７０１

## 施 設 概 要 1/2

◆施設名 富山河川国道事務所

◆所在地 富山市奥田新町 2 番 1 号

◆庁舎利用者数 約150名他来客あり

◆自動販売機(飲料)

・設置台数 2台

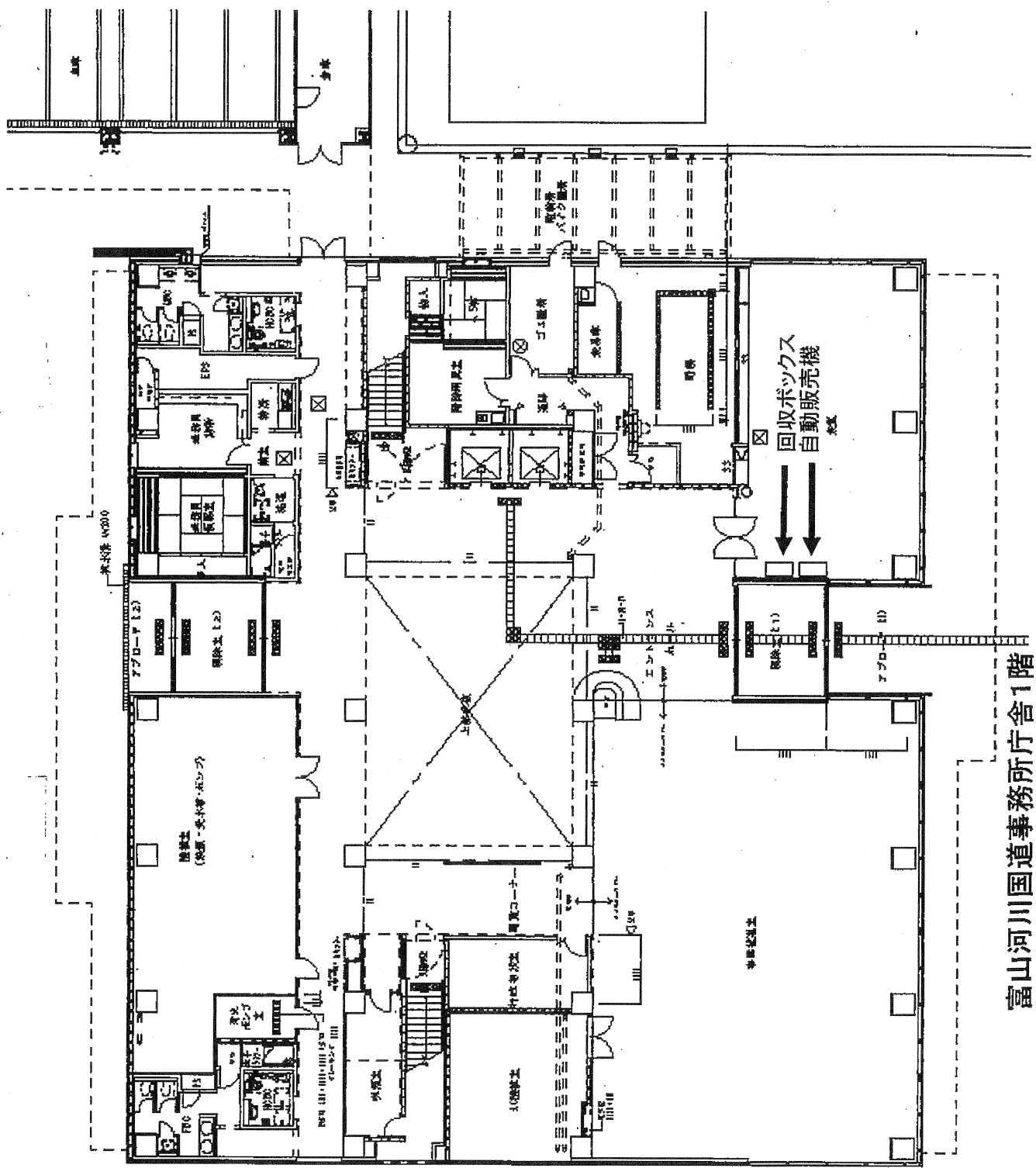
・設置場所 1階、3階

・自販機の使用面積 2㎡未満 1台あたり

※転倒防止装置、空き缶回収箱の設置面積含む

・電力 100V及び200V

平面図 別添図参照



富山河川国道事務所庁舎1階



## 施 設 概 要 2/2

◆施設名 高岡合同出張所

◆所在地 高岡市長慶寺 5 9 1

◆庁舎利用者数 約10名他来客あり

◆自動販売機(飲料)

・設置台数 1台

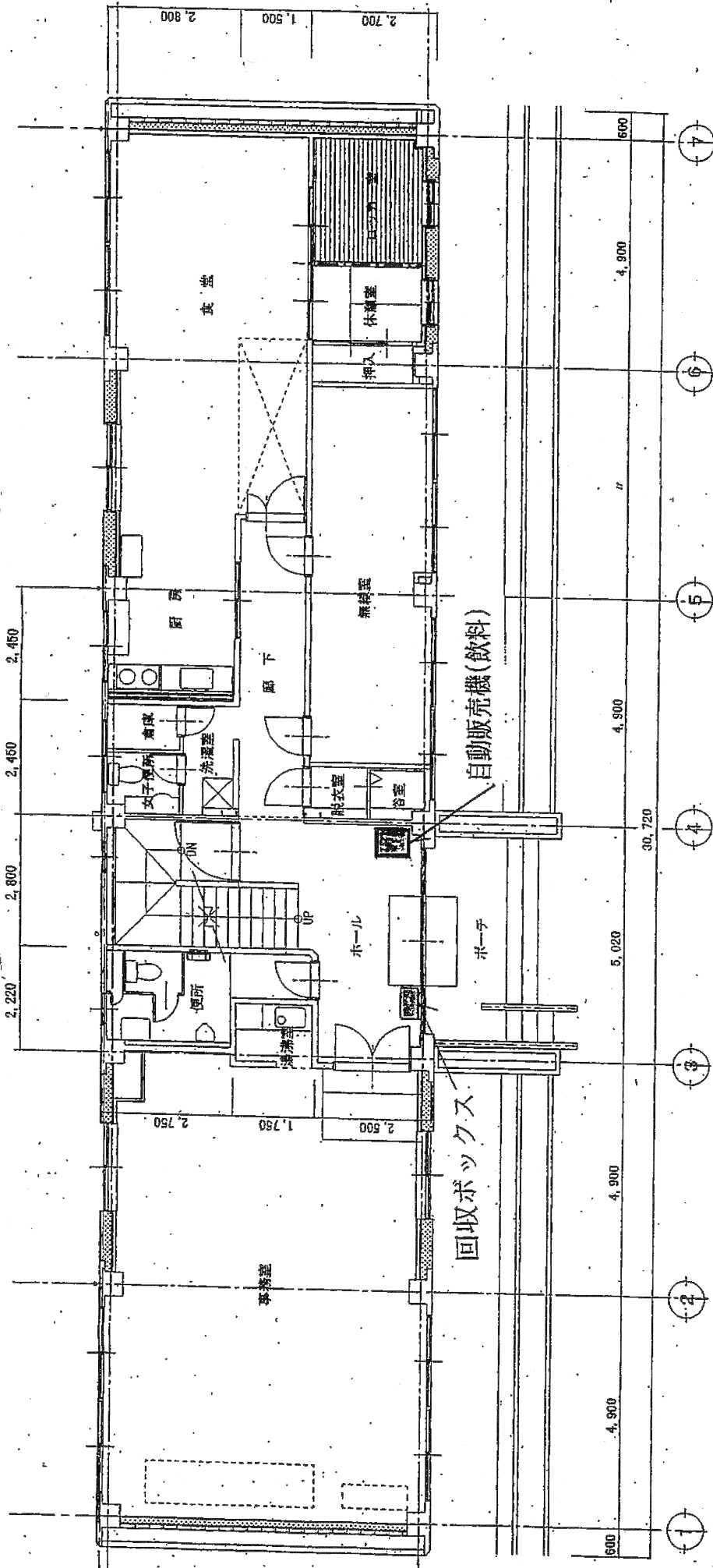
・設置場所 2階

・自販機の使用面積 2㎡未満 1台あたり

※転倒防止装置、空き缶回収箱の設置面積含む

・電力 100V

平面図 別添図参照



2 階平面図 1:100

高岡合同出張所庁舎 2階

## 営 業 条 件(自動販売機 飲料)

| 項 目      | 営 業 条 件                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設の目的    | 富山河川国道事務所の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生<br>の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービス提供のための施設である。                                                                                                                                                               |
| 営業開始予定日  | 令和3年11月初旬                                                                                                                                                                                                                                    |
| 営業日      | 通年とする                                                                                                                                                                                                                                        |
| 衛生管理等    | 衛生管理及び安全管理は、受託者において全責任を負うものとする。                                                                                                                                                                                                              |
| 契約期間     | 契約の期間は令和4年3月31日までとするが、委託者が認めた場合は5年に限り更新が<br>できるものとする。                                                                                                                                                                                        |
| 報告事項等    | 契約書(案)による。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 提供価格     | 標準小売価格より安価であること。                                                                                                                                                                                                                             |
| 庁舎への出入り等 | 庁舎管理規則に従うものとする。                                                                                                                                                                                                                              |
| 営業時間     | 24時間<br>ただし、委託者との打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。                                                                                                                                                                                              |
| サービス方法   | 自動販売機による販売とする。                                                                                                                                                                                                                               |
| 精算方法     | 現金(電子マネー含)による販売とする。                                                                                                                                                                                                                          |
| メニュー     | お茶、コーヒー、紅茶、ジュース等の缶飲料、ペットボトル飲料を提供することとし、常に<br>不足の無いよう補充すること。<br>銘柄については、委託者の要望に応じるよう努めること。                                                                                                                                                    |
| 備品類      | 自動販売機等その他運営上必要な備品類については、受託者が用意すること。<br>備品類の修理及び更新等は、受託者において行うものとする。                                                                                                                                                                          |
| 消耗品類     | 運営上必要な消耗品類については、受託者が用意すること。                                                                                                                                                                                                                  |
| 国有財産使用料  | 使用料は選定者より提案された額とする。(ただし、国が算定する使用料の目安額<br>(1㎡当たり事務所は9, 975円(税抜き)、高岡合同出張所は6, 584円(税<br>抜き)以上の額とする。)<br>また、別途国有財産法に基づく使用許可手続きをとるものとする。<br>なお、当該使用料は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。<br>使用許可の対象となる面積には、自動販売機、転倒防止装置及び空き缶等回収箱の<br>面積を含みます。                   |
| その他      | 施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託者が行うもの<br>とする。<br>電気料については、応分の負担が必要となる。自動販売機毎に電気メーターを設置し、<br>使用量が確認できるようにすること。<br>自動販売機には、地震時に備え転倒防止装置を講ずること。<br>空き缶等の回収箱を設置し、適宜回収すること。<br>設置可能面積として空き缶等回収箱、転倒防止装置等を含め、事務所で1.8㎡程度、<br>高岡合同出張所で1.5㎡程度を予定している。 |

## 営業条件に係る補足説明事項

|   |                                                                                 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 自動販売機経営は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。                                               |
| ② | 営業に当たっては法令及び規則を遵守すること。                                                          |
| ③ | 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。                                                          |
| ④ | 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。                                                 |
| ⑤ | 設備及び物品の善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。                                                  |
| ⑥ | 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする<br>こと。                           |
| ⑦ | 契約期限は令和4年3月31日までとし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものとす<br>るが期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。 |
| ⑧ | 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。                                                   |